

令和8年度第48回世界遺産委員会出席・ 現地プロモーションに係る業務委託 仕様書

1. 業務の名称

令和8年度第48回世界遺産委員会出席・現地プロモーションに係る委託業務
(以下「委託業務」という。)

2. 委託期間

契約日 ～ 令和8年10月30日(金)

3. 業務の目的

令和8年7月に韓国・釜山で開催される第48回世界遺産委員会において「飛鳥・藤原の宮都」が審査を受ける予定をしている。同世界遺産委員会に、奈良県(以下「県」という。)から、知事や職員が参加するとともに、現地で委員会出席者等を招待したレセプションを開催して、「飛鳥・藤原」の価値と魅力を発信し、認知度の向上及び理解の深化を図る。

当委託業務は、これにかかる職員の渡航や現地での滞在・連絡調整、レセプションの実施を円滑に行うことを目的とするものである。

4. 旅行の概要

(1) 訪問先

韓国・釜山

(2) 訪問期間

① 先行隊

令和8年7月22日(水)～27日(月)

② 本隊

令和8年7月23日(木)～27日(月)

(※第48回世界遺産委員会：7月19日(日)～29日(水))

(3) 訪問人数

6名(知事、部長、室長、職員3名)

| | | |
|---------|--|---------------------------|
| 7/22(水) | | 大阪(関西国際空港または伊丹空港)発 ※先行隊2名 |
| | | 韓国・釜山(金海国際空港)着 |
| 7/23(木) | | 大阪(関西国際空港または伊丹空港)発 ※本隊4名 |
| | | 韓国・釜山(金海国際空港)着 |

| | | |
|----------|----|----------------------------|
| 7/24 (金) | AM | 委員会出席準備 (仮) |
| | PM | 世界遺産委員会出席 (仮) |
| 7/25 (土) | AM | 世界遺産委員会出席 (仮) |
| | PM | 世界遺産委員会出席 (仮) |
| | | レセプション (仮) ※ |
| 7/26 (日) | AM | 世界遺産委員会出席 (仮) |
| | PM | レセプション (仮) ※ |
| 7/27 (月) | AM | 韓国・釜山 (金海国際空港) 発 ※1名除く |
| | PM | 大阪 (関西国際空港または伊丹空港) 着 ※1名除く |

※会場未定

世界遺産委員会の会場を釜山市内BEXCOを想定して計上し、ホテル・レセプション会場をできるだけ近距離にすること。

※レセプションは7月25日～26日のいずれか1日開催すること。

5. 業務の具体的な内容

- (1) 航空券の手配
- (2) 宿泊の手配
- (3) 添乗手配の手配
- (4) 現地通訳士 (ビジネスレベルの通訳者) の手配
- (5) 現地での交通手段の手配
- (6) 現地レセプションの運営・企画
- (7) 国際携帯電話及びWi-Fiルーターの手配
- (8) 海外旅行傷害保険の手配

受託者は、事業の実施に必要な渡航、滞在及び現地移動にかかる以下の手配を行うこと。なお、提示している人数については、現時点での予定であることに留意すること。

(1) 航空券の手配

下記のとおり、航空券の手配をすること。

ア. 往路 (6名)

①先行隊 (2名)

大阪 (関西国際空港または伊丹空港) を令和8年7月22日 (水) 10時以降に出発し、韓国・釜山 (金海国際空港) に同日14時までに到着する便
エコノミークラス2名分

②本隊 (4名)

大阪 (関西国際空港または伊丹空港) を令和8年7月23日 (木) 10時以降に出発

し、韓国・釜山（金海国際空港）に同日14時までには到着する便
エコノミークラス4名分

イ. 復路（5名）

韓国・釜山（金海国際空港）を令和8年7月27日（月）9時以降14時までに出発
し、大阪（関西国際空港または伊丹空港）に同日到着する便
エコノミークラス5名分

- ※ 訪問人数6名のうち、1名は引き続き韓国内で別用務があるため、本業務で復路手配は含まない。
- ※ 日時は全て現地時間とする。
- ※ 往路復路共に、手配人数全てが同一便となるように手配すること。
- ※ 航空運賃等に加えて、各空港使用料、燃油サーチャージ、発券手数料等その他航空機の利用に必要となる経費を全て含めること。
- ※ 往路復路ともに直行便とすること。（格安航空会社（LCC）の利用可）
- ※ 往路復路ともにスルーチェックインとすること。
- ※ 預け入れを行う受託手荷物は1名あたり20kg以上とし、必要な料金を計上すること。
- ※ 搭乗者名簿等手配に必要な情報については、契約後、県より速やかに提供する。
- ※ 不測の事態が生じた場合、可能な限り早い便への振り替えが出来るように対応すること。

（2） 宿泊の手配

- ① 以下の条件で2名分の宿泊施設を手配すること。（先行隊）
 - ・ 宿泊日程：令和8年7月22日（水）～26日（日）5泊 各日朝食付き
 - ・ 部屋数：計2部屋（1名1室）
- ② 以下の条件で4名分の宿泊施設を手配すること。
 - ・ 宿泊日程：令和8年7月23日（木）～26日（日）4泊 各日朝食付き
 - ・ 部屋数：計4部屋（1名1室）

（共通事項）

- ※ 宿泊場所：釜山市内ホテル（安全性、清潔性、快適性が担保される釜山市内の宿泊施設、世界遺産委員会の会場を釜山市内BEXCOを想定して計上し、ホテル・レセプション会場をできるだけ近距離にすること。）
- ※ 部屋タイプ：シングル又はツイン（ダブルを含む）のシングル利用（エアコン付

き)

- ※ 宿泊に伴う市税は宿泊料金に含めて計上すること。
- ※ 予約内容の変更（人数、泊数）に対応できるようにすること。
- ※ 宿泊施設・部屋種別の選定にあたっては、当課と相談の上決定すること。

(3) 添乗用務の手配

韓国国内において本隊に同行する日韓通訳能力を有する現地添乗員を手配すること。

- ※ 添乗員は、上記期間中はそれぞれ同一人物であることが望ましい。
 - ※ 添乗員は、過去に海外における行政・ビジネス関係者の海外視察での案内を経験したことがある等、日本語及び韓国語での案内が可能である者とする。
 - ※ 主要な業務内容は以下のとおりとし、現地において、迅速かつ正確に対応すること。
- ・ 本隊の韓国到着時からの同行、行程管理、帰国時の空港での搭乗手続き
 - ・ 現地での訪問先、食事場所の予約、支払等の手配
 - ・ 現地車両運行者との連絡調整、配車・運行指示
 - ・ 宿泊先でのチェックイン、チェックアウトの補助
 - ・ 傷病者の発生など不測の事態における対応
 - ・ 全行程における車両への添乗及び配車、運行指示
 - ・ 各訪問先への随行
 - ・ 食事場所、宿泊施設、訪問施設への案内及び諸手続
 - ・ 参加者が医療機関を受診することになった場合に備え、あらかじめ現地の医療機関の場所、診療時間等を事前に把握し、タクシー等の移動手段も含め、添乗員が手配できるようにしておくこと。
 - ・ 上記の他、緊急時等に備え、タクシー等の移動手段の手配ができるようにしておくこと。
 - ・ タクシー等の乗車により生じた費用は、受託者が一旦建て替え払いを行うこと。なお、費用については、帰国後、請求に基づき支払うため、見積価格には含めないこと。
 - ・ その他本事業の円滑な実施に必要となる案内
- ※ 手配する添乗員に行程上、移動に係る費用、食事及び宿泊施設が必要となる場合は、その経費を見積価格に含めること。なお、添乗員に宿泊施設が必要となる場合は、(2)と同じ宿泊施設またはその近傍のホテルとすること。

(4) 現地通訳士（Sクラスの通訳者）の手配

ア) 下記のとおり、同行する日英通訳士(Sクラスの通訳者)を手配すること。

イ) 世界遺産に関する専門用語が多用されるため、これに対応しうる知識を備えていること。(過去にイコモス調査や世界遺産委員会の業務に関わったことがあることが望ましい。)

ウ) 日本からの交通費、日当、宿泊費、拘束料金が必要であれば計上すること。

1) 令和8年7月23日(木)

時間：本隊の現地空港出迎え～22時頃

場所：現地空港～釜山市内宿泊施設

人数：1名

2) 令和8年7月24日(金)、25日(土)、26日(日)

時間：9時～21時頃

場所：釜山市内宿泊施設～釜山市内～釜山市内宿泊施設

人数：1名

3) 令和8年7月27日(月)

時間：9時～帰国便搭乗手続き完了まで

場所：釜山市内宿泊施設～釜山市内～現地空港

人数：1名

※ 通訳場面(予定)

- ・ 世界遺産委員会審議内容の通訳(ウィスパリング)
- ・ 世界遺産委員会会場周辺での通訳、サイドイベント(レセプション)での挨拶・面談に係る通訳(逐次)
- ・ その他本事業の円滑な実施に必要な通訳業務

(5) 現地での交通手段の手配

以下の日程について、空港送迎(迎え時は本隊のみ)及び釜山市内移動のため、記載の台数の運転手付き専用車を手配すること。なお、手配する車両については、運転手など専用車の運行に必要な乗務員を除いて、6名程度が乗車することができ、なおかつ乗車人数と同程度のスーツケースが搭載可能な車両とすること。

| 日程 | 台数 | 行き先(予定) |
|--------------|----|------------|
| 令和8年7月23日(木) | 1台 | 空港～ホテル～会場 |
| 令和8年7月24日(金) | 1台 | 釜山市内 |
| 令和8年7月25日(土) | 1台 | 釜山市内 |
| 令和8年7月26日(日) | 1台 | 釜山市内 |
| 令和8年7月27日(月) | 1台 | ホテル又は会場～空港 |

※ 車両はエアコン付きの禁煙車とすること。

※ 運転手に行程上、別途経費が必要となる場合は、その経費を見積価格に含め

ること。

- ※ 送迎に高速道路を利用する場合、通行料金を見積価格に含めること。
- ※ 運転手は、安全運転の技能を必須とした上で、行程における道路事情や目的箇所への具体的な道程に熟知した者であること。
- ※ やむを得ない事情により、時間や行程に変更が生じることもあることから、それらに柔軟に対応すること。

(6) レセプションの運営・企画

令和8年7月25日～26日のいずれか1日に、世界遺産委員会出席者を対象とした登録決定後のレセプションを開催すること。

i) レセプションの企画、物品手配、運営スタッフ配置

- ・「飛鳥・藤原」地域の魅力発信を企画、運営すること。
- ・必要に応じ、展示物品、什器等を調達すること。
- ・動画放映用のモニター等の機材を設置すること。
- ・試飲・試食・ワークショップの活用を検討すること。
- ・別途、県が用意する展示材料を使用することを想定すること。
- ・会場・機材費、飲食費（立食形式 50名分）を計上し、会場との調整（予約・支払い等）を行うこと。

※日程については、決定次第、県から提示する。

- ・レセプションを効果的に実施するため、担当者を1名配置すること。
- ・当該担当者は日韓または日英言語対応可能な者とすること。
- ・日本からの交通費、日当、宿泊費、拘束料金が必要であれば計上すること。

※レセプションパーティーで使用する展示品や資料等のうち、県と協議のうえ、再利用が可能なものについては、後日県が参加するイベントのため残置するものとする。（発送費は本委託費には含めない）

(7) 国際携帯電話及びWi-Fiルーターの手配

下記①②の国際携帯電話及びWi-Fiルーターを手配すること。

①先行隊

- ・利用期間：令和8年7月22日（水）～7月27日（月）
- ・台数：携帯電話1台、Wi-Fiルーター2台

②本隊

- ・利用期間：令和8年7月23日（木）～7月27日（月）
- ・台数：Wi-Fiルーター4台 ※携帯電話は不要

※ 韓国国内、韓国と日本間で通話可能なものを手配すること。

- ※ Wi-Fiルーターは、データ容量無制限かつ高速（4G/LTE）のプランを手配すること。
- ※ 水没・落下・盗難など、万が一の際の弁済代を全額補償となるプランを手配すること。
- ※ 受取は渡航直前の平日に県へ提供することとし、返却場所は帰着時の大阪の空港（関西国際空港または伊丹空港）とすること。
- ※ 渡航の3日前までに、県へ当該国際携帯電話の番号を通知すること。
- ※ 通話料については、帰国後、請求に基づき予備費より支払う。

（8）海外旅行傷害保険の手配

参加者の希望により海外旅行傷害保険を手配すること。

- ※ 当該保険料については、各自の自己負担とするため、事前に県と協議の上、職員各自から事前に徴収すること。

（9）その他の手配等

その他事業実施に必要な業務等を実施すること。

6. 成果品及び提出書類

成果物は、「令和8年度第48回世界遺産委員会出席・現地プロモーションに係る委託業務報告書」とし、電子媒体による成果・記録をとりまとめ提出すること。

7. 経費積算についての留意事項

- （1） 本仕様書に定めのない事項や疑義が生じた場合は、県と協議のうえ対処するものとする。
- （2） 諸経費として、見積合計額の10%を限度として計上することができる（税抜）。なお、諸経費には、受託に際して発生する通信連絡費、消耗品費及び交通費を含むものとする。
- （3） 予備費として、180,000円（税抜）計上すること。
- （4） 上記予備費を使用する必要がある場合には、あらかじめ委託者に連絡・協議のうえ、事前の了承を得ること。
- （5） 一律計上費および予備費は実費精算とする。

8. 仕様変更等

(1) 追加費用に対する考え方

本仕様書に定められた業務内容の実施に当たっては、追加の費用負担が生じた場合においても、それが仕様を満たすために当然必要と認められるものについては、原則として受託者の負担とする。

(2) キャンセル料金の取扱い

受託者が手配後に発生するキャンセル料金について、受託者は委託者に対して事前に取扱いを明示すること。

(3) 仕様変更等

ア 受託者がやむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ委託者と協議し、承認を得ること。

イ 世界遺産委員会の審議の進捗状況等により予定する日程及び委託業務内容に変更があった場合は、委託者と受託者で協議を行い、契約を変更するものとする。

ウ 不測の事態が生じ、本業務を実施しないこととなった場合は、受託者は当該業務に要した実費を精算する。なお、委託者は受託者から示された精算額が妥当と認めた場合に限りその金額を支払うものとする。

エ 本仕様書に記載されていない事項又は本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合は、必要に応じて、委託者と受託者が協議して定める。

(4) 共通事項等

ア 受託者は官公庁その他関係機関への届出、申請等が必要な場合は、当該届出、申請等（調整業務を含む）を行うこと。

イ 受託者はレセプションパーティー中に発生したゴミ処理及び清掃を適切に行うこと。

ウ 受託者は業務の進捗状況に応じて、委託者へ進捗状況等の報告及び十分な打合わせを行うこと。

9. 業務上の留意事項

(1) 受託者は、業務に先立ち業務スケジュール・体制計画等を作成し、委託者の承認を得て業務を実施すること。

(2) 受託者は、委託者の意図及び目的を十分理解した上で、本業務を総括する責任者及び適正な人員を配置し、委託者との連絡・調整を密にしつつ、効率的に業務を進めること。

(3) 受託者は、適切な業務スケジュールと体制により業務を実施することとし、業務の実施に当たっては、進捗状況及び今後の進め方等を委託者に逐次報告するほか、必要に応じて委託者と打合わせを行うこと。

(4) 受託者は、委託者から業務の進捗状況を把握するために資料等を要求された場合は、速やかに提出すること。また、委託者からの要請に応じて、別途開催される会議等がある

る場合には、必要な資料を提供するとともに、必要に応じて出席すること。

- (5) 受託者は、本業務を第三者に委託し、又は本業務の義務を第三者に引き受けさせてはならない。ただし、あらかじめ委託者の書面による承認を受けたときはこの限りではない。
- (6) 本仕様書に定めのない事項については、その都度委託者の指示を受けて処理すること。

10. 著作権の帰属

この契約により作成される成果物の著作権等の取扱いは以下に定めるところによる。

- ① 成果品について、著作権法（昭和45年法律第48号）第28条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）に規定する権利は委託者に譲渡するものとし、著作権譲渡に関する経費は、見積金額に含めること。
- ② 納入される成果品について、第三者が権利を有する著作権が含まれる場合には、受託者は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続を行うこと。
- ③ 受託者は、委託者の事前の同意を得なければ、著作権法第18条（公表権）及び第19条（氏名表示権）を行使することができないものとする。

11. 秘密の遵守等

受託者は、本業務実施中に生じる全ての成果物を、委託者の許可なく他に公表又は貸与してはならない。また、本業務中に知り得た事項を他に漏らしてはならない。委託者より貸与された資料及び成果品については、受託者は破損、紛失のないように取扱いに十分注意するものとする。